令和6年度　SNS等を用いた移住定住促進事業委託業務

業務仕様書

令和6年4月
高崎市

Ⅰ　一般事項

１．委託業務名　　令和６年度ＳＮＳ等を用いた移住定住促進事業委託業務

２．委託期間　　契約締結日から令和７年３月３１日まで

３．事業の背景

高崎市ではこれまで、移住ポータルサイト「高崎移住情報」や移住情報発信フェイスブックページ「高崎目線」、インターネット広告などを用いた地域の情報・魅力の発信や、オンライン移住相談窓口における移住検討者ひとり一人へのサポートなどの取り組みを通じて、本市への移住定住促進のための情報発信をしてきた。

しかし、加速する人口減少社会にあって更なる移住促進を図るためには、コロナ過以来のテレワークの普及や、ＳＮＳほかメディアの嗜好の変化など、社会の動静を踏まえたより訴求力のあるＰＲを実施する必要があることから、事業の見直しを図ることとした。

４．事業の目的

本事業は、他の自治体と区別される本市ならではの魅力・特徴を分析し、ターゲット層を定め、主にＳＮＳ等インターネット媒体を用いて強く訴求するＰＲ内容と方法を検討・実施することで、本市の認知度を高め、本市への移住定住を促進することを目的とする。

５．本事業の想定する基本的なターゲット

本市の都市としての特性は下記のとおりである。

- 子育てなんでもセンターや子育て SOS サービスなど子育て関連の施策が充実している。
- 都市としての利便性と豊かな自然の双方の特性を併せ持つ
- 首都圏に比して、マンション等の価格が低廉である。
- 東京まで新幹線で１時間の距離にあり、市内から首都圏への通勤者も多い。
- 大地震など自然災害の将来的な発生リスクが低く、高崎に本社機能を移す企業もある。

上記の理由により、次に示す対象を主なターゲットとする。但し、業務の提案にあたり、統計データ等の根拠に基づき、より高い効果が見込める具体的なターゲットを設定できる場合は、本市が設定したターゲットと異なることを妨げない。

（事業の基本的なターゲット）

（１）子育て支援施策の対象となる子育て世帯（20～40 歳代）

（２）住環境の改善を求める首都圏居住者

（３）転職なく高崎に移住できる首都圏への通勤者・テレワーク者

（４）都内に進学するなど高崎市に地縁を持つ者のＵターン者

Ⅱ　事業内容及び企画提案に関する事項

１．事業内容

本業務の範囲は次のとおりとし、具体的な内容は提案事項を基本とする。

（1）方針策定

・「Ⅰ－５．本事業の想定する基本的なターゲット」の設定をより精緻化し、ターゲットに対して訴求する高崎市の魅力・特徴を分析する。なお、分析にあたっては、本市に類似する特徴等をＰＲする他の自治体との差別化を行うこと。

・分析に基づき、どのようなコンセプト・戦略で情報発信をするべきなのか効果的と考えられる手法を整理し、方針を策定する。

（2）プランニング

・（１）で定めた方針に基づき、拡散力や訴求力の観点から最適なメディア・プランニングを行い、移住促進情報を発信すること。

・プランニングには、次の「（３）ＳＮＳ等を通じた広告活動、（４）移住促進ＰＲコンテンツ作成、（６）成果物」を必ず含めること。

・本事業を滞りなく遂行するために、無理のない体制・スケジュールを定めた上で、運営・実施すること。なお、運営・実施にあたり必要となる外部との連絡・調整、問合せ等に対応することとし、問合せ先については、受託者とすること。

（3）ＳＮＳ等を通じた広告活動

・移住先としての本市の認知度を高めることを目的に、SNS 上などにおけるリスティング広告、ディスプレイ広告などを掲出すること。

・広告の掲出費用も本事業費に含め、年間 3,000,000 円以上とすること。

・広告は、常に話題が途切れないように継続的に展開すること。

・本事業において、移住情報発信用の SNS アカウントを新規に運営し投稿することは想定していない。

・ホームページ「高崎市移住情報」と Facebook アカウント「高崎目線－高崎に住むということ－」の運営等は本事業の範囲外とする。

（4）移住定住促進ＰＲコンテンツ作成

・広告の実施に必要な「バナーデザイン」「キャッチコピー」などを制作、納品すること。

・広告として掲載、あるいは各種インターネット広告からのランディング先として使用する為のＰＲコンテンツを作成、納品すること。

・コンテンツの内容などは（２）プランニングに基づき提案すること。ただし、最低以下２種の動画作成を含むこと。

	名称	想定される用途
1	ロング版	屋外ディスプレイ広告における再生、各種インターネット広告のランディング先として Youtube 等で公開する動画（１～３分程度）。
2	ショート版	ＳＮＳ広告等で活用する動画。 内容はロング版を要約したもので差し支えない。

（５）自由提案

事業実施に際し、高崎市の移住定住に関する取組をより効果的に波及できる提案がある場合は、その内容を記載すること。

当自由提案については、媒体をインターネット上の広告に限らず、アナログ等の媒体の使用、イベントの実施、異なるターゲット層の設定、特定の地域へのプロモーション等、高崎市への移住定住促進の趣旨に合致するのであれば、方法は問わない。

ただし、自由提案の実施に要する経費も、委託料の上限の範囲内とする。

（６）成果物

- 上述の納品物のほかに、以下の成果物を指定する期日までに納めること。なお、成果物は、特段の指示がない限り全て電子媒体とし、 DVD-R 等に記録すること。

	名称	内容	納品頻度
1	事業実施報告書	①　事業の概要、経緯、実施方法 ②　実施内容 ③　実施結果 ④　今後の課題 ⑤　課題を踏まえた次年度以降の方針案	事業年度末１回
2	データ	①　提案した広告等の実際の掲載が分かるキャプチャー画像 ②　広告掲載結果（インプレッション数、クリック数、コンバージョン数など） ③　その他広告等の掲載効果を定量的に計測できるもの	月１回程度

２．委託料の支払い

委託金の支払いについては、業務完了一括払いとする。

Ⅲ　その他

１．留意事項

（１）再委託等の制限

・受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

・受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先等、必要事項を本市に対して文書で報告しなければならない。

（２）権利の帰属

本事業において、受託者が作製・納品した著作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全てこれを本市に譲渡するものとする。また、受託者は本件著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

（３）個人情報の保護

受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報の保護に細心の注意を払い、他に漏らしてはならない。受託者が本業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、高崎市個人情報保護条例等関係法規を遵守し、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用は行わないこと。本業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

（４）機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

（５）その他

本仕様書に関し疑義を生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議すること。

２．【参考】高崎市の実施するその他の移住転住促進情報配信

（１）Web サイト

・高崎市移住情報

https://www.city.takasaki.gunma.jp/site/iju/

（２）Ｆａｃｅｂｏｏｋアカウント（Ｒ６．３終了予定）

・高崎目線 ～高崎に住むということ～

https://www.facebook.com/takasakimesen/

（３）オンライン移住相談窓口

https://www.city.takasaki.gunma.jp/site/iju/1382.html

Ⅳ　参考資料(高崎市の人口動態等)

１．高崎市の人口

（１）人口・世帯数の推移

	人口			対前年増減	世帯数
	総数	男性	女性		
平成 24 年	375,528	184,956	190,572	△277	155,018
平成 25 年	375,217	184,707	190,510	△311	156,341
平成 26 年	375,240	184,608	190,632	23	157,986
平成 27 年※	370,884	181,601	189,283	△4,356	150,180
平成 28 年	375,528	184,771	190,757	4,644	161,421
平成 29 年	374,707	184,485	190,222	△821	162,832
平成 30 年	374,268	184,261	190,007	△439	164,519
令和 1 年	373,185	183,598	189,587	△1,083	165,795
令和 2 年※	372,973	182,646	190,327	△212	160,981
令和 3 年	371,218	182,297	188921	△1,755	168,792

※は国勢調査、それ以外は住民基本台帳による

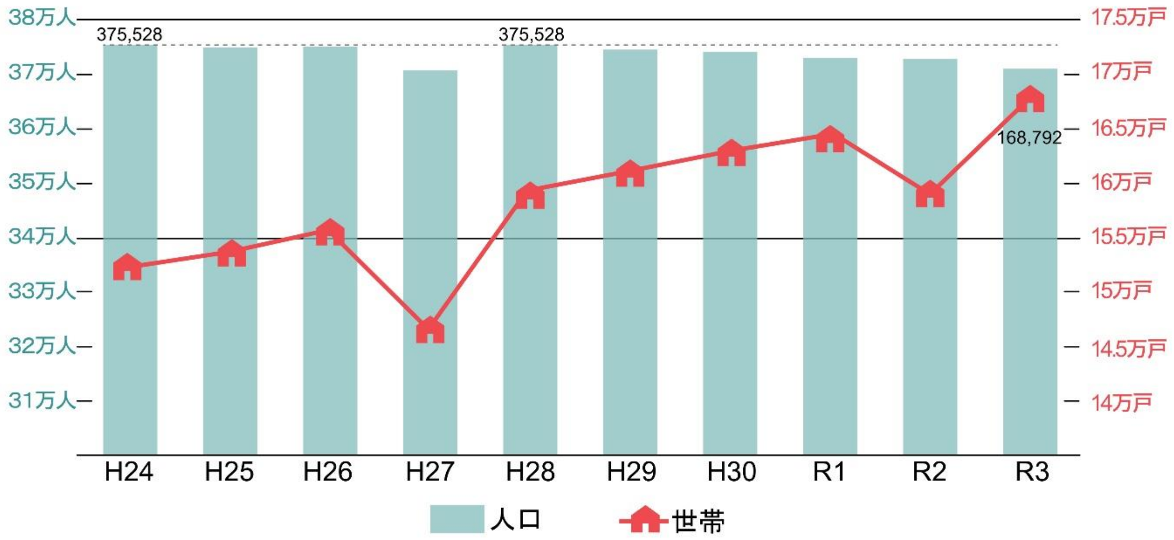

（2）群馬県外との転出入状況（上位 20）

	転入	転出	差引
東京	1,473	1,684	△ 211
埼玉	1,421	1,583	△ 162
神奈川	626	724	△ 98
千葉	446	489	△ 43
栃木	342	321	21
長野	358	262	96
茨城	289	302	△ 13
新潟	317	267	50
北海道	197	189	8
愛知	177	205	△ 28
大阪	158	191	△ 33
宮城	144	158	△ 14
静岡	143	152	△ 9
福岡	78	103	△ 25
福島	102	68	34
兵庫	78	90	△ 12
京都	44	76	△ 32
富山	63	54	9
山梨	65	51	14
石川	41	68	△ 27
総計	7,613	8,244	△631

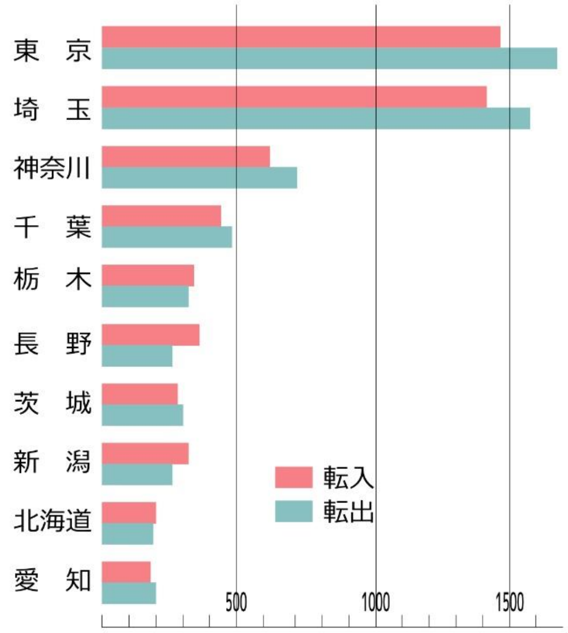

（３）県内市町村の転出入状況（上位 20）

	転入	転出	差引
前橋市	1,502	1,466	36
伊勢崎市	450	497	△ 47
藤岡市	456	375	81
安中市	407	384	23
玉村町	249	250	△ 1
富岡市	293	188	105
太田市	237	196	41
渋川市	213	149	64
榛東村	102	127	△ 25
吉岡町	84	127	△ 43
沼田市	115	89	26
桐生市	104	76	28
甘楽町	75	66	9
館林市	45	44	1
みどり市	39	46	△ 7
大泉町	35	43	△ 8
中之条町	39	25	14
東吾妻町	31	23	8
嬬恋村	35	15	20
みなかみ町	35	15	20
総計	4,709	4,306	403

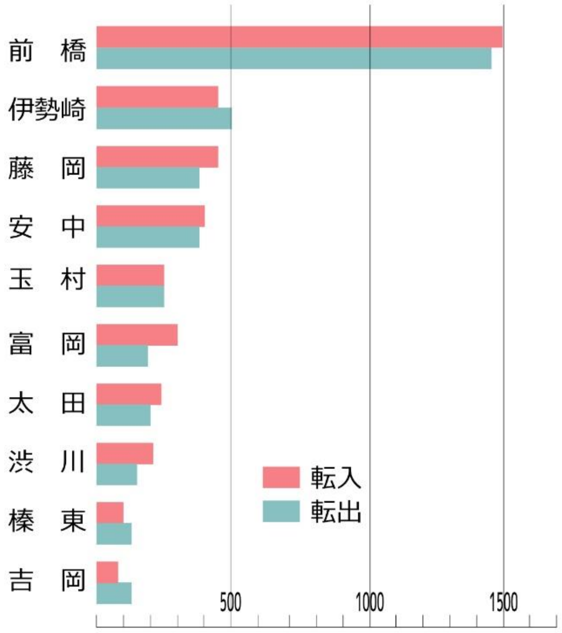

（R３.10~R4.9 群馬県移動人口調査）